

むつ市農業委員会第660回総会議事録

平成22年11月17日（水）むつ市農業委員会総会が、むつ市役所大会議室1において開催された。

1. 開催日時 平成22年11月17日（水）午前10時50分から11時50分
2. 開催場所 むつ市役所大会議室1
3. 出席した委員の番号及び氏名（26名）

番 号	役 職 名	氏 名
2	農 業 委 員	北 上 勝 利
4	〃	原 英 輔
5	会 長 職 務 代 理 者	福 永 忠 雄
6	農 業 委 員	本 山 日 満 夫
7	〃	菊 池 秀 藏
8	会 長	立 花 順 一
9	農 業 委 員	村 口 鉄 雄
10	〃	鴨 田 輝 雄
11	〃	鳥 山 彰
12	〃	橋 本 唯 志
13	〃	菅 原 靖 博
14	〃	坪 清 志
15	〃	藤 澤 伊 三 郎
16	〃	畑 中 重 宏
17	〃	北 川 岩 男
18	〃	柳 澤 都 市 秋
19	〃	赤 坂 直 良
21	〃	坂 本 正 一
23	〃	工 藤 輝 雄
24	〃	板 井 弘 巳
25	〃	柴 田 峯 生
26	〃	山 口 芳 一
27	〃	中 嶋 寿 樹
28	〃	野 里 岩 雄
29	〃	蛭 名 修 一
30	〃	杉 山 武 美

4. 欠席した委員の番号及び氏名（4名）

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	嶋 影 秀 子
3	〃	畑 中 治 安
2 0	〃	水 戸 隆 璽
2 2	〃	小 林 義 顯

5. 議事の概要

第1 議事録署名委員の指名、会議書記の事務局職員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第3 報告第1号～第3号 地目変更登記に係る報告について

第4 その他

6. 会議に従事した職氏名

事務局長 吉 田 薫

総括主幹 増 田 健 二

総括主幹 一 家 隆 雄

臨時職員 大 野 香

7. 会議録署名委員

7 番 菊 池 秀 藏 9 番 村 口 鉄 雄

8. 会議記録者

農業委員会事務局 総括主幹 一 家 隆 雄

会 議 の 概 要

議 長	ただいまから、むつ市農業委員会第 6 6 0 回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は 3 0 名中 2 6 名で、定足数に達しております。 ただいまから、本日の会議を開きます。
議 長	日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第 4 3 条の規定により議長において、7 番 菊池委員、9 番 村口委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の一家総括主幹を指名いたします。
議 長	日程第 2 会期の決定を行います。 本総会は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日 1 日とすることを決定いたします。
議 長	それでは、議案審議に入ります。 議案第 1 号 「農地法第 3 条による許可申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 1 号について、ご説明いたします。 農地法第 3 条の申請によるもので、2 件ございます。 受付第 1 号につきましては、申請地が大畑地区で所有権の移転・売買の許可申請であります。平成 2 2 年 1 0 月 1 9 日 2 番委員、6 番委員、1 6 番委員、事務局において現地を確認しております。申請地は、現況が休耕地、面積が 9 8 0 ㎡で農業経営の規模拡大によるものです。 農機具の確保、また、労働条件にも問題はなく、周辺農地との関係につきましても周りが申請者の所有する土地、また、山林でありますことから特に問題がないと思われます。下限面積においても 1 0 , 8 4 5 ㎡と農地利用面積を確保していますので特に問題ないと思います。 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 受付第 2 号につきましては、遺言書によるもので平成 1 7 年に亡くなった兄弟から、東通村在住の農業に従事しています妹に土地を遺贈するもので、農地法施行規則第 1 0 条第 1 項第 1 号による単独許可申請であります。平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日 1 7 番委員、2 3 番委員、事務局において現地を確認しております。 申請地は、現況が採草放牧地、面積が 1 , 4 0 8 ㎡であります。 いままで地権者の娘さんが、申請地を大曲農事実行組合に管理を委託してきております。申請者も許可が得次第引き続き大曲農事実行組合に管理を委託することとなっています。

下限面積の要件は、地域を問わず自分の持ち分と取得する分を併せた農地利用面積をとらえるもので、今回、むつ地区での取得面積が1,408㎡、東通村での持ち分面積が、5,355㎡でありますので、特に問題はないと思います。許可申請されているところは、集団農用地として適正に管理されているところであります。農業上の利用状況、また、労働条件にも問題はなく、周辺の農地関係につきましても特に問題ないと思います。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いします。

16番

議案第1号受付第1号については、10月19日現地を確認しております。休耕地を経営規模拡大のため譲る受けるもので、また、申請人の立会もありました。意欲的に営農に取り組んでおり、周囲の農地への影響はなく、所有権の移転において特に問題ないと思います。

議 長

議案第1号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

なし

議 長

質疑がないようですので、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

議 長

議案第2号 「農地法第5条による許可申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号について、ご説明いたします。

農地法第5条第1項の所有権の移転、県知事への許可申請によるものです。平成22年10月29日14番委員、30番委員、事務局において現地を確認しております。

娘夫婦が実家の親と同居していますが家族が増えることにより、住宅が狭く、生活環境に影響があります。隣接する土地、現況が休耕地165㎡の贈与を受け、申請者の共同資金により、住宅を新築するものであります。周辺農地への影響につきましては、周辺は、山林、畑、市道となっております。畑側ですが、土地の境界も含めて防風囲いとなっております。住宅排水につきましては、合併処理浄化槽施工となっております。以上の点などから、周辺農地への影響は特に問題ないと思います。また、通路ですが親が所有する原野となっております。資金調達につきましては、金融機関からの借り入れで、資金計画書が添付されていますので問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いします。

30番	10月29日現地を確認しましたが、現地は休耕畑、周辺の土地利用に関しては、道路、宅地、畑、山林で、畑側には双方の防風囲いがあります。周辺農地への影響はなく特に問題はないと思います。以上です。
議長	議案第2号について、質疑を許します。
各委員	質疑ございませんか。
議長	なし
議長	質疑がないようですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	議案審議は、これをもって終了いたします。
事務局	次に、地目変更登記に係る報告について、事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第1号から第3号について、ご説明いたします。
事務局	法務局に対する回答であります。
事務局	第1号につきましては大畑地区です。平成22年10月19日2番委員、6番委員、16番委員、事務局において現地を確認しております。長年、雑木、雑草が繁茂し原野の状況から非農地として回答しました。
事務局	第2号につきましてはむつ地区です。平成22年10月21日17番委員、23番委員、事務局において現地を確認しております。
事務局	現地は、昭和2年に住宅が建設されていたもので、現況が宅地として利用され、宅地課税されている状況から非農地として回答しました。
事務局	第3号につきましては大畑地区です。平成22年10月26日6番委員、16番委員、18番委員、事務局において現地を確認しております。平成11年に住宅が建設、現況が宅地として利用、宅地課税されている状況から非農地として回答しました。
議長	以上で報告を終わります。
議長	その他何かございませんか。
事務局	耕作放棄地の現地調査・意向調査結果についてご報告いたします。
事務局	配布いたしました資料をご覧ください。先般、10月末現在における耕作放棄地の取り組み状況を県に報告した資料でございます。
事務局	1ページですが、6月から9月にかけて耕作放棄地の現地調査、意向調査を実施しています。現地調査結果は、全体筆数900筆・全体面積が820,294㎡を実施いたしました。内訳ですが、耕作可能な筆数が263筆・面積が289,799㎡、耕作不可能が488筆・面積が410,413㎡、耕作済みが148筆・面積が119,525㎡、未調査が1筆・557㎡となっております。
事務局	現在、事務局では調査結果を基にあっせんを希望する所有者のリストを調整中であります。また、受け手となる認定農業者及び脇野沢農業振

興公社などに、耕作放棄地の利用をはたりかけるため、１１月中に文書をもって通知したいと考えています。平成２３年２月を目途にマッチングの完了を目指したいと計画しています。

参考資料して、２ページが各地区ごと耕作放棄地調査結果の一覧表、３ページがむつ市認定農業者の一覧表を添付いたしました。

以上で、耕作放棄地についての経過報告を終わります。

議 長

私の方から農業委員会の選挙区及び委員定数の削減についてお話しいたします。

平成２２年３月１７日開催の総会に提出された「むつ市農業委員会活動計画について」の中で、農政部会に関する事項として「委員の定数削減を検討し、農業委員会の活性化を図る」を掲げておりますが、選挙区の一本化と一体的に検討すべきとの考えから、事前に会長、職務代理、各部会長及び副部会長、事務局で構成する役員会議で協議を重ねてまいりました。

選局については、一委員会、一選挙区とする原則がありますが、現状では、一選挙区とすることにより、委員が偏在することになるおそれがあり、委員の日常活動に支障をきたし、さらに、行政区域が広範囲なことから現地確認等の業務上のバランスにも影響を及ぼすことにもなります。従って二選挙区制は当分の間、維持していかなければならないと思われること。また、定数について、農業者の高齢化及び農業の将来性への不安などによる農地面積及び農家戸数の減少により、定数削減の検討は避けてはとおれない問題ですが、未だ、不確定な要素も多く、早急に結論を出すべきでなく、今後も調査・研究を継続し、十分に時間をかけて検討すべきであること。これらについて、皆様のご意見をお聞きし、また、方向性について確認して行きたいと思います。

議 長
各委員
議 長

何かご意見ありませんか。

異議なし

ご意見がありませんので、申し上げましたような取り組みで今後、進めて参りたいと思います。

議 長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもちまして、むつ市農業委員会第６６０回総会を閉会します。

